建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

判定に係る料金は、計算方法により表 1、表 2 によるとともに、次の A 種、 B 種、C 種に掲げる用途 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イの用途で、計算に用いた用途をいう。以下同じ。)の区分に応じ、 それぞれ定める額とします。

表1【モデル建物法】

(消費税込)

	用途分類		
延べ面積 (m²)	A種	B種	C種
300以下	110,000円	70,000円	49,000円
300~1,000 未満	141,000円	89, 000円	68,000円
1,000 ~ 2,000 未満	188,000円	105, 000円	84,000円
2,000 ~ 5,000 未満	295, 000円	204, 000円	159,000円
5,000~10,000 未満	340,000円	249, 000円	193,000円

表2【標準入力法】

(消費税込)

74 074	用途分類		
延べ面積 (m²)	A種	B種	C種
300以下	188, 000円	134, 000円	99,000円
300~1,000 未満	235, 000円	167, 000円	136, 000円
1,000 ~ 2,000 未満	314,000円	209,000円	167,000円
2,000 ~ 5,000 未満	510,000円	374, 000円	295, 000円
5,000~10,000 未満	589, 000円	453, 000円	340,000円

- ※1 計画変更申請(軽微変更該当証明の申請を含む)に係る料金は計画変更 に係る面積に応じて表1、表2から算定される額の半額とします。ただし、 直前の判定を他機関で交付している場合又はモデル建物法を標準入力法 (主要室入力法を含む)に変更する等計算方法を変更して申請する場合の 料金は表1、表2によります。
- ※2 当機関が適合通知書を交付した旨の証明書の発行料金は、1通につき 5,500円(消費税込)とします。
- ※3 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、 又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合は、 表1、表2によらず30,000円(税込)とします。
- ※4 複合建築物の場合、非住宅部分により料金を算定します。なお、住宅部分が300㎡(高い開放性を有する部分を除く。)以上であり、所管行政庁の指示等の対象となる場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として、3,000円(税込)を加算します。
- ※5 1棟に用途分類が複数ある場合は、次のとおりとします。A種が一部にでもある場合はA種とします。A種が含まれずB種が一部にでも含まれる場合はB種とします。
- %6 表 1、表 2 に記載の計算方法以外による場合、又はこの表によりがたい場合の料金については、別途見積りとします。

(参考) 建築物のエネルギー消費性能等を定める省令第10条第1号イの用途

	ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
A	病院等	病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれ
種		らに類するもの
	集会所等	図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
		体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート
		場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関
		してこれらに類するもの
		映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関
		してこれらに類するもの
	事務所等	事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
В	百貨店等	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類する
種		もの
	学校等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、
		各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関して
		これらに類するもの
С	工場等	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場
種		その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの